

○水道使用水量の認定実施要領

(定義)

第1条 水道使用水量の認定要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号に規定するメータに異常があったときとは、メータが正常に作動しない場合で、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) メータが不良のとき、パッキン漏水をしたとき、又は不鮮明であったとき。
- (2) メータの器差が使用公差を超えるとき。
- (3) メータへの不正行為があったとき。

第2条 要綱第3条第2号に規定する使用水量が不明のときとは、前条以外の場合で、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) メータの破損のとき。
- (2) 盛土等による検針不能のとき。
- (3) 検針拒否のとき。
- (4) 検定の有効期間を経過したメータを使用し、使用水量が通常と著しく異なるとき。
- (5) 空気又は水撃作用によるメータの作動が明らかなきとき。

第3条 要綱第5条ただし書に規定する不適当な場合とは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 使用者が変わったとき。
- (2) 家族数に変動があったとき。
- (3) 水洗便所を新設したとき。
- (4) 前年同月調定に漏水があったとき。
- (5) 共同住宅における使用者数に変動があったとき。
- (6) 共同住宅における用水設備を増設したとき。
- (7) その他前年同月調定が不適当と考えられるとき。

(推計算式等)

第4条 要綱第5条第1号、第3号及び、第4号の水量を算出するための推計算式は、次の各号によるものとする。ただし、その推計使用水量に1 m³未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 要綱第5条第1号に規定する修理後の実績水量は、原則として修理後7日間の実績水量とし、推計算式は次によるものとする。

$$\frac{\text{修理後7日間又は調査日数の実績数量合計}}{7 \text{ 又は調査日数}} \times \text{推計期間日数} = \text{推計使用水量}$$

(2) 要綱第5条第3号に規定する前年度の平均水量の推計算式は、次によるものとする。

$$\frac{\text{前年度使用水量}}{6 \text{ (使用しない調定月がある場合にあつては調定月数)}} = \text{推計使用水量}$$

(3) 要綱第5条第4号に規定する誤差水量は、原則としてメータ製造メーカーの検査結果の器差を使用し、推計算式は次によるものとする。

指示使用水量 - (指示使用水量 × 器差) = 推計使用水量

(認定手続期間)

第5条 要綱第6条に規定する認定手続は、認定の必要が生じたときに直ちに開始し、遅くとも料金算定前に終了しているものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。